

## 保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和8年3月10日

大阪税関長 日置重人

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効原因	蔵置中の外国貨物の搬出期限	許可失効年月日
日本通運株式会社 東京都千代田区神田和泉町2番地	日本通運株式会社 堺事業所ロジスティクスセンター 大阪府堺市堺区築港八幡町1番地17	廃業	—	令和8年 2月28日